



特定非営利活動法人

みんなのお金のアドバイザー協会

2019年11月7日制定

2020年2月18日改正

2022年10月15日改正

特定非営利活動法人
みんなのお金のアドバイザー協会
倫理規範および職業行為基準

はじめに

みんなのお金のアドバイザー協会（Fiduciary and Independent Wealth Advisor）（以下、「当協会」）の「倫理規範および職業行為基準（以下、「FIWA 規範および基準」）」は当協会の存在意義の本質であり、また、当協会が倫理、教育、および専門性について高い基準を促進させることによって、広く一般市民を対象として金融的束縛からの解放と自由の確立に資するという使命を達成する上で不可欠なものです。高い倫理基準は、金融に関するアドバイス（以下、「金融アドバイス」）業務において、一般市民の信頼を維持するためにはなくてはならないものです。当協会役員、社員および会員は FIWA 規範および基準の記す理念に強く賛同します。

当協会が認定する資格保有者（以下、FIWA 認定正会員）は FIWA 規範および基準を遵守することを妥協することなく求められます。

また、FIWA 認定正会員以外の金融アドバイスを行う者（FIWA 認定准会員）についても該当する FIWA 規範および基準を遵守することが要求されます。

金融アドバイスを行う際は FIWA 認定正会員、FIWA 認定准会員ともに、その責務について顧客である相談者に知らせておくことを奨励します。規範および FIWA 基準に違反した者、虚偽の報告をした者は当協会による懲罰を受ける場合があります。懲罰には FIWA 資格の取消、FIWA の称号を使用する権利の剥奪、対象となる事実の公開等が含まれます。

倫理規範

金融アドバイス業が他の業務に付随することなく、一般市民にとって高い付加価値を持ち、適切な報酬を得られる独立したプロフェッションとして確立するという目的を達成するため、FIWA 認定正会員および FIWA 認定准会員は、

- 常に誠意、能力、勤勉、敬意、かつ倫理的態度を持って、一般生活者、投資家、相談者、同業者およびその他の金融・資本市場の参加者に対し行動します。
- 金融・投資資産運用の専門家としての誠実性を持ち、顧客利益を常に自己の個人的利益より優先します。
- 金融アドバイス、およびそれらに関連した活動に従事する際は、適切な配慮をし、かつ独立性のある専門的判断を行います。
- 金融アドバイスを行うに際しては、いかなる場合も自らの良心と倫理観、信念に基づいた行動をとります。
- 相談者に常に最高レベルのアドバイスを与えられるよう知識、経験を積み、自己研鑽に努めます。

職業行為基準

FIWA 認定正会員は認定を希望する者が提出する資料に基づき形式要件を満たすものに対し当協会が与える称号であり、その金融アドバイスの内容の正確性、適合性を保証するものではありません。当協会は FIWA 認定正会員に対し以下の FIWA 基準を遵守するよう義務付けています。万一、これらに違反する行動があった場合は当協会までご報告ください。

FIWA 認定正会員用職業行為基準

FIWA 認定正会員は以下の FIWA 基準を遵守することに同意します。

1. 私は私の行う金融アドバイスに関連する全ての関連法規、規則、規制(FIWA 規範および基準を含む)を理解し、遵守します。それらの間に相反する内容がある場合は、最も厳格な法規、規則もしくは規制に従います。また、金融市場、資本市場の健全性を維持、推進し、かつその公正なルールを支持します。
2. 私は相談者との間でアドバイス契約を締結するとともに、FIWA 規範を遵守する旨の誓約書を署名の上、相談者に提出します。また、投資に関する助言がある場合は、相談者が投資方針書を作成することを援助します。
3. 私は相談者のライフプランおよびその投資目的を十分に理解し、そのニーズに適合するアドバイスをします。
4. 私は自己および自己の所属する、または関係する組織・企業の利益よりも相談者の利益を優先したアドバイスを行います。
5. 私はいかなる金融機関および投資・金融情報や金融サービスを配信している企業とも直接、間接を問わず資本、人的な関係を有さず、経営面、業務面、資金面で依存することはありません。(注)
6. 私は事前に相談者と合意したアドバイス料以外に相談者の金融取引に関連する報酬を直接、間接にあらゆる組織、企業から受け取りません。



特定非営利活動法人

みんなのお金のアドバイザー協会

7. 私は相談者に対し事前にアドバイス料の金額または算定方式につき合意を得、それ以外の費用を負担していただくことはありません。

8. 私はアドバイスの記録を書面にして署名捺印の上、相談者に提出します。

9. 私は相談者が他のアドバイザーにセカンドオピニオンを求めることを妨げず、意見が異なる場合はそのアドバイザーと議論をし、相談者にとって最適なアドバイスが得られるように協力をします。

10. 私に相談者とのアドバイス契約に違反する行為があった場合、あるいは紛争が発生した場合、私は相談者がその事実を当協会へ報告することを妨げません。

11. 私は以下の書面を当協会に提出し、相談者が閲覧できる形でホームページに掲載します。これらのデータを毎年、更新することに同意します

- 連絡先、所属する主たる組織、本人の最近の写真などを含むプロフィールおよび金融アドバイザーとしての専門分野と経験年数を記載した書面
- 金融庁に提出済みのフィデューシャリー・デューティー宣言
- 当協会が認める金融に関する資格を有することの証明
- 当協会の定める倫理規範および職業行為基準を遵守する旨の表明
- 金融商品の企画、組成、運用、販売などに係る企業からの直接、間接を問わず受領している資金がないことの表明

上記の該当する倫理規範および職業行為基準を順守することをここに誓約し、署名捺印をいたします。

FIWA 認定正会員用署名捺印欄

(注)金融機関等で講演、執筆の依頼がある場合は、特定の金融商品の推奨を行わない。但し、金融商品販売以外の業務を行うこと自体を妨げるものではない。

FIWA 認定准会員用職業行為基準

FIWA 准認定会員は以下の FIWA 基準を遵守することに同意します。

1. 私は私の行う金融アドバイスに関連する全ての関連法規、規則、規制(FIWA 規範および基準を含む)を理解し、遵守します。それらの間に相反する内容がある場合は、最も厳格な法規、規則もしくは規制に従います。また、金融市場、資本市場の健全性を維持、推進し、かつその公正なルールを支持します。
2. 私は相談者との間でアドバイス契約を締結するとともに、FIWA 規範を遵守する旨の誓約書を署名の上、相談者に提出します。また、投資に関する助言がある場合は、相談者が投資方針書を作成することを援助します。
3. 私は相談者のライフプランおよびその投資目的を十分に理解し、そのニーズに適合するアドバイスを行います。
4. 私は自己および自己の所属する、または関係する組織・企業の利益よりも相談者の利益を優先したアドバイスを行います。
5. 金融取引に係る報酬が相談者以外からある場合、私はその支払元企業名と報酬の内容につき相談者に開示し、利益相反がある場合はそれを相談者に報告します。
6. 私は相談者に対し事前にアドバイス料の金額または算定方式につき合意を得、それ以外の費用を負担していただくことはありません。
7. 私はアドバイスの記録を書面にして署名捺印の上、相談者に提出します。
8. 私は相談者が他のアドバイザーにセカンドオピニオンを求めることを妨げず、意見が異なる場合はそのアドバイザーと議論をし、相談者が最適なアドバイスを得られるように協力をします。
9. 私に相談者とのアドバイス契約に違反する行為があった場合、あるいは紛争が発生した



特定非営利活動法人

みんなのお金のアドバイザー協会

場合、私は相談者がその事実を当協会へ報告することを妨げません。

10. 私は以下の書面を当協会に提出するとともに、個別の相談者にそのコピーを提供します。これらのデータを毎年、更新することに同意します。

- 連絡先、所属する主たる組織、本人の最近の写真などを含むプロフィールおよび金融アドバイザーとしての専門分野と経験年数を記載した書面
- フィデューシャリー・デューティー宣言
- 当協会が認める金融に関する資格を有することの証明
- 当協会の定める倫理規範および職業行為基準を遵守する旨の表明

上記の該当する倫理規範および職業行為基準を順守することをここに誓約し、署名捺印をいたします。

FIWA 認定准会員用署名捺印欄
